

1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、複数の甲設備間を、アクセス回線、アクセスポイント、F E N I C Sネットワークサービス用電気通信回線およびF E N I C Sネットワークサービス用電気通信設備で接続することにより、甲が、移動無線機器よりX i パケット網およびF O M Aパケット網を利用したパケット交換方式による電気通回線を用いてデータ通信を利用できるようにするネットワークサービスです。

ユニバーサルコネク ト	アドバンス	モバイル接続サービス	L T E	Dタイプ
└─初期サービス				
└─接続サービス				
└─		└定額プランサービス		
└─		└定額プランサービス（S M S 対応）		
└─		└定額プラン繰越有サービス		
└─		└定額プラン繰越有サービス（S M S 対応）		
└─		└月間シェアリングプランサービス		
└─		└月間シェアリングプランサービス（S M S 対応）		
└─		└月間定額シェアリングプランサービス		
└─		└月間定額シェアリングプランサービス（S M S 対応）		
└─		└月間定額シェアリングプラン繰越有サービス		
└─		└月間定額シェアリングプラン繰越有サービス（S M S 対応）		
└─オプションサービス				
└─		└予備機準備サービス		
└─		└代替機提供サービス		
└─		└別機種提供サービス		
└─		└S I M再発行サービス		
└─		└利用料プラン変更サービス		
└─		└設定変更サービス		

3. ネットワークサービス提供の前提条件

- (1) 別途甲と乙の間において「F E N I C SⅡ ユニバーサルコネク ト アドバンス 基本サービス」および「F E N I C Sビジネスマルチレイヤーコネク ト／ビジネスV P Nプラス／ビジネスV P N／ビジネスI P／ビジネスE t h e r n e t／ビジネスW V S」の提供に関する契約がなされているものとします。
- (2) 甲は、自己の責任と費用負担で本ネットワークサービス専用の甲設備を用意するものとします。
- (3) 乙は、甲が本ネットワークサービスを利用するにあたり、ネットワークサービス用電気通信設備の安定稼働のために、本ネットワークサービスにより行われる電気通信を調査することがあります。乙は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる乙所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。また、乙は、甲が乙所定の基準を超過したトラヒック量を継続的に発生させることにより、ネットワークサービス用電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用または運営に支障を与える場合には、本ネットワークサービスの利用を制限することがあります。
- (4) 第4項(2)aないjは、乙が甲に対して当該サービスが利用可能となった旨をサービス開始通知書により通知をした日（開通日）より、甲の利用があったものとみなし、従量払利用料金が発生するものとします。

4. ネットワークサービスの内容

(1) 初期サービス

乙は、甲が次号のサービスを利用できるようにするために、F E N I C Sネットワークサービス用電気通信設備およびF E N I C Sネットワークサービス用電気通信回線に対して、乙所定の準備作業を行うとともに、甲に対し移動無線機器およびS I Mカード（S I M利用タイプにおいてはS I Mカードのみ）を貸与します。甲は、本ネットワークサービスの利用期間中、乙から貸与された移動無線機器を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。また、甲は、本ネットワークサービスの終了時には、移動無線機器およびS I Mカードを乙に返却するものとします。

(2) 接続サービス

乙は、株式会社N T Tドコモの提供するX iパケット網およびF O M Aパケット網をアクセス回線として本ネットワークサービスの全部または一部を提供します。

a. 定額プランサービス

乙は、甲設備への伝送方向（下り）について最大7 5 M b p sまで、甲設備からの伝送方向（上り）については最大2 5 M b p sまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いてネットワークサービスを提供します。なお、乙は、特定のS I Mカードにかかる上り下り合わせた当月の通信量が、プラン容量を超えた時点で、当該S I Mカードにかかる電気通信に対して、その月の末日まで、通信速度を上り下り共に最大1 2 8 K b p sに変更するものとします。

品 目	内 容
3 G Bプラン	特定のS I Mカードにかかる通信量が上り下り合わせて3 G Bまで利用可能なプラン
1 0 G Bプラン	特定のS I Mカードにかかる通信量が上り下り合わせて1 0 G Bまで利用可能なプラン
2 5 G Bプラン	特定のS I Mカードにかかる通信量が上り下り合わせて2 5 G Bまで利用可能なプラン

b. 定額プランサービス（S M S 対応）

乙は、甲設備への伝送方向（下り）について最大7 5 M b p sまで、甲設備からの伝送方向（上り）については最大2 5 M b p sまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いてネットワークサービスを提供します。また、本プランでは、当該電気通信回線に割り当てられた電気通信番号によるショートメッセージ（以下「S M S」という）の受信が可能です。なお、乙は、特定のS I Mカードにかかる上り下り合わせた当月の通信量が、プラン容量を超えた時点で、当該S I Mカードにかかる電気通信に対して、その月の末日まで、通信速度を上り下り共に最大1 2 8 K b p sに変更するものとします。

ものとします。

品 目	内 容
3GBプラン（SMS対応）	特定のSIMカードにかかる通信量が上り下り合わせて3GBまで利用可能なプラン（SMS対応）
10GBプラン（SMS対応）	特定のSIMカードにかかる通信量が上り下り合わせて10GBまで利用可能なプラン（SMS対応）
25GBプラン（SMS対応）	特定のSIMカードにかかる通信量が上り下り合わせて25GBまで利用可能なプラン（SMS対応）

c．定額プラン繰越有サービス

乙は、甲設備への伝送方向（下り）について最大75Mbpsまで、甲設備からの伝送方向（上り）については最大25Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いてネットワークサービスを提供します。なお、乙は、特定のSIMカードにかかる上り下り合わせた当月の通信量が、プラン容量および先月度の繰り越し容量の総計を超えた時点で、当該SIMカードにかかる電気通信に対して、その月の末日まで、通信速度を上り下り共に最大128Kbpsに変更するものとします。また、甲は、当月（1日から末日）の余った通信容量を翌月に繰り越すことが可能ですが、翌々月まで繰り越すことはできません。

品 目	内 容
3GBプラン	特定のSIMカードにかかる通信量が上り下り合わせて3GB+前月度の繰越容量分まで利用可能なプラン
10GBプラン	特定のSIMカードにかかる通信量が上り下り合わせて10GB+前月度の繰越容量分まで利用可能なプラン
25GBプラン	特定のSIMカードにかかる通信量が上り下り合わせて25GB+前月度の繰越容量分まで利用可能なプラン

d．定額プラン繰越有サービス（SMS対応）

乙は、甲設備への伝送方向（下り）について最大75Mbpsまで、甲設備からの伝送方向（上り）については最大25Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いてネットワークサービスを提供します。また、本プランでは、SMSの受信が可能です。なお、乙は、特定のSIMカードにかかる上り下り合わせた当月の通信量が、プラン容量および先月度の繰り越し容量の総計を超えた時点で、当該SIMカードにかかる電気通信に対して、その月の末日まで、通信速度を上り下り共に最大128Kbpsに変更するものとします。また、甲は、当月の余った通信容量を翌月に繰り越すことが可能ですが、翌々月まで繰り越すことはできません。

品 目	内 容
3GBプラン（SMS対応）	特定のSIMカードにかかる通信量が上り下り合わせて3GB+前月度の繰越容量分まで利用可能なプラン（SMS対応）
10GBプラン（SMS対応）	特定のSIMカードにかかる通信量が上り下り合わせて10GB+前月度の繰越容量分まで利用可能なプラン（SMS対応）
25GBプラン（SMS対応）	特定のSIMカードにかかる通信量が上り下り合わせて25GB+前月度の繰越容量分まで利用可能なプラン（SMS対応）

e．月間シェアリングプランサービス

乙は、甲設備への伝送方向（下り）について最大75Mbpsまで、甲設備からの伝送方向（上り）については最大25Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いてネットワークサービスを提供します。なお、乙は、複数のSIMカード（以下「シェアリンググループ」という）にかかる上り下り合わせた当月の通信量の総和（以下「実送受信量」という）がプラン容量を超えた場合、実送受信量から利用料に含まれるデータ送受信量（以下「基本送受信量」という）を差し引いたデータ送受信量に応じた超過利用料を加算して、甲より収受するものとします。その際、超過利用料は100MBごとに加算されるものとします。

品 目	内 容
月間500MBシェアリングプラン	シェアリンググループの基本送受信量が500MBまで利用可能なプラン
月間1GBシェアリングプラン	シェアリンググループの基本送受信量が1GBまで利用可能なプラン

f．月間シェアリングプランサービス（SMS対応）

乙は、甲設備への伝送方向（下り）について最大75Mbpsまで、甲設備からの伝送方向（上り）については最大25Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いてネットワークサービスを提供します。また、本プランでは、SMSの受信が可能です。なお、乙は、シェアリンググループにかかる実送受信量がプラン容量を超えた場合、実送受信量から基本送受信量を差し引いたデータ送受信量に応じた超過利用料を加算して、甲より収受するものとします。その際、超過利用料は100MBごとに加算されるものとします。

品 目	内 容
月間500MBシェアリングプラン（SMS対応）	シェアリンググループの基本送受信量が月間500MBまで利用可能なプラン（SMS対応）
月間1GBシェアリングプラン（SMS対応）	シェアリンググループの基本送受信量が月間1GBまで利用可能なプラン（SMS対応）

g．月間定額シェアリングプランサービス

乙は、甲設備への伝送方向（下り）について最大75Mbpsまで、甲設備からの伝送方向（上り）については最大25Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いてネットワークサービスを提供します。なお、乙は、シェアリンググループにかかる実送受信量がプラン容量を超えた場合、当該シェアリンググループにかかる電気通信に対して、その月の末日まで、通信速度を上り下り共に最大128Kbpsに変更するものとします。

品 目	内 容
月間定額 5 0 0 MB シェアリングプラン	シェアリンググループの基本送受信量が 5 0 0 MB まで利用可能なプラン
月間定額 1 G B シェアリングプラン	シェアリンググループの基本送受信量が 1 G B まで利用可能なプラン
月間定額 3 G B シェアリングプラン	シェアリンググループの基本送受信量が 3 G B まで利用可能なプラン

h. 月間定額シェアリングプランサービス（SMS 対応）

乙は、甲設備への伝送方向（下り）について最大 7 5 M b p s まで、甲設備からの伝送方向（上り）については最大 2 5 M b p s までの符号伝送可能な電気通信回線を用いてネットワークサービスを提供します。また、本プランでは、SMS の受信が可能です。なお、乙は、シェアリンググループにかかる実送受信量がプラン容量を超えた場合、当該シェアリンググループにかかる電気通信に対して、その月の末日まで、通信速度を上り下り共に最大 1 2 8 K b p s に変更するものとします。

品 目	内 容
月間定額 5 0 0 MB シェアリングプラン（SMS 対応）	シェアリンググループの基本送受信量が月間 5 0 0 MB まで利用可能なプラン（SMS 対応）
月間定額 1 G B シェアリングプラン（SMS 対応）	シェアリンググループの基本送受信量が月間 1 G B まで利用可能なプラン（SMS 対応）
月間定額 3 G B シェアリングプラン（SMS 対応）	シェアリンググループの基本送受信量が月間 3 G B まで利用可能なプラン（SMS 対応）

i. 月間定額シェアリングプラン繰越有サービス

乙は、甲設備への伝送方向（下り）について最大 7 5 M b p s まで、甲設備からの伝送方向（上り）については最大 2 5 M b p s までの符号伝送可能な電気通信回線を用いてネットワークサービスを提供します。なお、乙は、シェアリンググループにかかる実送受信量がプラン容量を超えた場合、当該シェアリンググループにかかる電気通信に対して、その月の末日まで、通信速度を上り下り共に最大 1 2 8 K b p s に変更するものとします。なお、実送受信量が規定通信量を下回る場合は、当月（1 日から末日）に余った通信容量を翌月に繰り越すことが可能ですが、翌々月まで繰り越すことはできません。

品 目	内 容
月間定額 5 0 0 MB シェアリングプラン 繰越有	シェアリンググループの基本送受信量が 5 0 0 MB + 前月度の繰越容量分まで利用可能なプラン
月間定額 1 G B シェアリングプラン 繰越有	シェアリンググループの基本送受信量が 1 G B + 前月度の繰越容量分まで利用可能なプラン
月間定額 3 G B シェアリングプラン 繰越有	シェアリンググループの基本送受信量が 3 G B + 前月度の繰越容量分まで利用可能なプラン

j. 月間定額シェアリングプラン繰越有サービス（SMS 対応）

乙は、甲設備への伝送方向（下り）について最大 7 5 M b p s まで、甲設備からの伝送方向（上り）については最大 2 5 M b p s までの符号伝送可能な電気通信回線を用いてネットワークサービスを提供します。また、本プランでは、SMS の受信が可能です。なお、乙は、シェアリンググループにかかる実送受信量がプラン容量を超えた場合、当該シェアリンググループにかかる電気通信に対して、その月の末日まで、通信速度を上り下り共に最大 1 2 8 K b p s に変更するものとします。なお、実送受信量が規定通信量を下回る場合は、当月（1 日から末日）に余った通信容量を翌月に繰り越すことが可能ですが、翌々月まで繰り越すことはできません。

品 目	内 容
月間定額 5 0 0 MB シェアリングプラン 繰越有（SMS 対応）	シェアリンググループの基本送受信量が月間 5 0 0 MB + 前月度の繰越容量分まで利用可能なプラン（SMS 対応）
月間定額 1 G B シェアリングプラン 繰越有（SMS 対応）	シェアリンググループの基本送受信量が月間 1 G B + 前月度の繰越容量分まで利用可能なプラン（SMS 対応）
月間定額 3 G B シェアリングプラン 繰越有（SMS 対応）	シェアリンググループの基本送受信量が月間 3 G B + 前月度の繰越容量分まで利用可能なプラン（SMS 対応）

k. 予備機準備サービス

乙は、乙の責によらない移動無線機器の故障または損壊により、甲が本ネットワークサービスを利用できない状態になった場合に備え、あらかじめ予備の移動無線機器を甲に貸与します。甲は、本ネットワークサービスの利用期間中、乙から貸与された予備の移動無線機器を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。また、甲は、本ネットワークサービスの終了時には、当該予備の移動無線機器を乙に返却するものとします。なお、当該予備の移動無線機器には、SIM カードは付属しないものとし、甲は、故障または損壊した移動無線機器の SIM カードをこれに差し替えて使用するものとします。

l. 代替機提供サービス

乙は、甲が乙から貸与された移動無線機器が紛失または故障・損壊した場合には、代替の移動無線機器を貸与します。なお、故障・損壊の場合、代替の移動無線機器の提供は、乙による移動無線機器の故障・損壊状況の確認後とします。

m. 別機種提供サービス

乙は、甲が乙から貸与された移動無線機器が、甲設備の更新により本ネットワークサービスにおいて利用できなくなる場合には、当該移動無線機器を乙が指定する別の移動無線機器に変更します。

n. SIM 再発行サービス

乙は、甲が乙から貸与された SIM カードが紛失または故障・損壊した場合には、甲の申し入れにより代替の SIM カードを再発行します。なお、故障・損壊の場合、SIM カードの再発行は、乙による SIM カードの故障・損壊状況の確認後とします。

o. 利用料プラン変更サービス

乙は、甲が同一プラン内の容量プランを変更して利用するための、プラン変更を実施します。

p. 設定変更サービス

乙は、甲が本ネットワークサービスの利用にあたり、DNSやプールアドレスの設定変更、ゲートウェイ利用サービスの帯域の変更などをする場合に、甲が当該変更後も本ネットワークサービスを継続して利用できるようにするために所定の作業を実施します。

q. ショートメッセージサービス（SMS）

乙は、甲が移動無線機器より国内間、国内から海外へ、または海外間においてショートメッセージを送受信できるサービスを提供します。なお、本ネットワークサービスの利用は接続サービスの品目が定額プランサービス（SMS対応）、定額プラン繰越有サービス（SMS対応）、月間シェアリングプランサービス（SMS対応）および月間定額シェアリングプラン繰越有サービス（SMS対応）であるものに限りします。

5. 提供区域

本ネットワークサービスにおけるアクセス回線の提供区域は、株式会社NTTドコモのXiサービスおよびFOMAサービスの提供区域に準ずるものとします。

6. 接続サービス提供時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は、利用サービスの提供を中断することができるものとします。

7. 接続サービスサポート受付時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスのサポート受付時間帯は、24時間365日とします。

8. 接続サービスサポート対応時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスのサポート対応時間帯は、月曜日から金曜日まで（祝日および乙の指定する休業日を除く）の9時から17時30分までとしますが、利用停止に関する対応サポートは24時間365日とします。ただし、アクセス回線のサポート対応時間帯は、株式会社NTTドコモのサポート対応時間帯に準ずるものとします。

9. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月20日締めとし、前月21日から当月20日とします。

10. 甲の中途解約について

本ネットワークサービスのうち接続サービスにおいては、利用規約の定めにかかわらず、中途解約料金を以下の金額とするものとします。

- (1) サービス実施開始日より1年を経過していない時点での中途解約については、1回線あたり20,000円
(2) サービス実施開始日より1年経過したが基本実施期間内での中途解約については、1回線あたり10,000円

11. サービスの実施期間について

利用規約の定めにかかわらず、乙は、6か月以上の予告期間をにおいて本ネットワークサービスを終了できるものとします。

12. 免責事項

本サービスの提供の義務は接続サービス提供開始時に乙が別途定める機器および当該機器に対応するOS（以下あわせて「対応機器等」という）に対してのみに限られるものとし、乙は甲が対応機器等を変更したこと起因して本サービスの提供ができない場合についてはいかなる法律上の責任も負わないものとします。

13. 品目一覧

本ネットワークサービスの品目は、以下のとおりとします。

品 名	型名	備 考	支払種別	単位
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 端末レンタル 初期費（USBスティック）	NS2E100S	USB端末貸与	従量料金制（従量払）	式
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 端末レンタル 初期費（Wi-Fiルータ）	NS2E101S	Wi-Fiルータ貸与	従量料金制（従量払）	式
モバイル接続サービス LTE Dタイプ SIMレンタル 初期費	NS2E102S	SIMのみ貸与	従量料金制（従量払）	式
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 3GB 利用料	NS2E102G	通信量上限：3GB	従量料金制（従量払）	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 10GB 利用料	NS2E101G	通信量上限：10GB	従量料金制（従量払）	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 25GB 利用料	NS2E100G	通信量上限：25GB	従量料金制（従量払）	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 3GB 利用料（SMS）	NS2E106G	通信量上限：3GB ショートメッセージサービス付	従量料金制（従量払）	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 10GB 利用料（SMS）	NS2E105G	通信量上限：10GB ショートメッセージサービス付	従量料金制（従量払）	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 25GB 利用料（SMS）	NS2E104G	通信量上限：25GB ショートメッセージサービス付	従量料金制（従量払）	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 3GB繰越有 利用料	NS2E140G	通信量上限：3GB＋繰越分	従量料金制（従量払）	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 10GB繰越有 利用料	NS2E141G	通信量上限：10GB＋繰越分	従量料金制（従量払）	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 25GB繰越有 利用料	NS2E142G	通信量上限：25GB＋繰越分	従量料金制（従量払）	ID

モバイル接続サービス LTE Dタイプ 3GB 利用料 (SMS)	NS2E149G	通信量上限：3GB＋繰越分 ショートメッセージサービス付	従量料金制 (従量払)	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 10GB 利用料 (SMS)	NS2E150G	通信量上限：10GB＋繰越分 ショートメッセージサービス付	従量料金制 (従量払)	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 25GB 利用料 (SMS)	NS2E151G	通信量上限：25GB＋繰越分 ショートメッセージサービス付	従量料金制 (従量払)	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 月間500MBシェアリング 利用料	NS2E109G	月間500MBシェアリング	従量料金制 (従量払)	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 月間1GBシェアリング 利用料	NS2E108G	月間1GBシェアリング	従量料金制 (従量払)	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 月間500MBシェアリング 利用料 (SMS)	NS2E111G	月間500MBシェアリング ショートメッセージサービス付	従量料金制 (従量払)	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 月間1GBシェアリング 利用料 (SMS)	NS2E110G	月間1GBシェアリング ショートメッセージサービス付	従量料金制 (従量払)	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 月間シェアリングプラン 超過料	NS2E112G	100MB毎	従量料金制 (従量払)	式
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 月間定額500MBシェアリング 利用料	NS2E143G	月間定額500MBシェアリング	従量料金制 (従量払)	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 月間定額1GBシェアリング 利用料	NS2E144G	月間定額1GBシェアリング	従量料金制 (従量払)	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 月間定額3GBシェアリング 利用料	NS2E145G	月間定額3GBシェアリング	従量料金制 (従量払)	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 月間定額500MBシェアリング 利用料 (SMS)	NS2E152G	月間定額500MBシェアリング ショートメッセージサービス付	従量料金制 (従量払)	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 月間定額1GBシェアリング 利用料 (SMS)	NS2E153G	月間定額1GBシェアリング ショートメッセージサービス付	従量料金制 (従量払)	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 月間定額3GBシェアリング 利用料 (SMS)	NS2E154G	月間定額3GBシェアリング ショートメッセージサービス付	従量料金制 (従量払)	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 月間定額500MBシェアリング繰越有 利用料	NS2E146G	月間定額500MBシェアリング繰越有	従量料金制 (従量払)	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 月間定額1GBシェアリング繰越有 利用料	NS2E147G	月間定額1GBシェアリング繰越有	従量料金制 (従量払)	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 月間定額3GBシェアリング繰越有 利用料	NS2E148G	月間定額3GBシェアリング繰越有	従量料金制 (従量払)	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 月間定額500MBシェアリング繰越有 利用料 (SMS)	NS2E155G	月間定額500MBシェアリング繰越有 ショートメッセージサービス付	従量料金制 (従量払)	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 月間定額1GBシェアリング繰越有 利用料 (SMS)	NS2E156G	月間定額1GBシェアリング繰越有 ショートメッセージサービス付	従量料金制 (従量払)	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 月間定額3GBシェアリング繰越有 利用料 (SMS)	NS2E157G	月間定額3GBシェアリング繰越有 ショートメッセージサービス付	従量料金制 (従量払)	ID
モバイル接続サービス LTE Dタイプ SMS送信料 (国内)	NS2E118G	国内間でSMS送受信した場合に、 送信1回ごとに課金	従量料金制 (従量払)	式
モバイル接続サービス LTE Dタイプ SMS送信料 (海外)	NS2E119G	国内から海外へSMSを送受信した 場合に、送信1回ごとに課金	従量料金制 (従量払)	式
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 予備機準備費 (USBスティック)	NS2E103S	本体のみ (FS020U) SIMカードは含まない	従量料金制 (従量払)	式
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 予備機準備費 (Wi-Fiルータ)	NS2E109S	本体のみ (FS030W) SIMカードは含まない	従量料金制 (従量払)	式
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 代替機提供費 (USBスティック)	NS2E104S	FS020U	従量料金制 (従量払)	式
モバイル接続サービス LTE Dタイプ 代替機提供費 (Wi-Fiルータ)	NS2E110S	FS030W	従量料金制 (従量払)	式
モバイル接続サービス LTE Dタイプ SIM再発行費	NS2E105S		従量料金制 (従量払)	式

モバイル接続サービス L T E Dタイプ 利用料プラン変更費	N S 2 E 1 0 6 S	現行プランから他のプランへの変更時 に契約必須（回線毎）	従量料金制（従量払）	I D
モバイル接続サービス L T E Dタイプ 設定変更費	N S 2 E 1 0 7 S		従量料金制（一括払）	式
モバイル接続サービス L T E Dタイプ 別機種提供費	N S 2 E 1 0 8 S		従量料金制（従量払）	式

[変更内容]
 (2 0 1 8 年 4 月 1 7 日) 本別表を適用します。
 (2 0 1 8 年 8 月 6 日) 品目一覧を更新しました。
 (2 0 1 8 年 1 0 月 9 日) 1 2 . 免責事項を追加しました。
 (2 0 2 1 年 7 月 2 0 日) 品目一覧を更新しました。
 (2 0 2 3 年 4 月 2 7 日) 3 . ネットワークサービス提供の前提条件（ 4 ）を追加しました。

本別表では、以下の略称を用いています。

略 称	名 称
L T E	L o n g T e r m E v o l u t i o n
S I M	S u b s c r i b e r I d e n t i t y M o d u l e
G B	G i g a B y t e
M B	M e g a B y t e
M b p s	m e g a b i t s p e r s e c o n d
K b p s	K i l o b i t s p e r s e c o n d
D N S	D o m a i n N a m e S y s t e m
S M S	S h o r t M e s s a g e S e r v i c e